

人口と世帯	人口	414,644人
	男	204,968人
	女	209,676人
	(前月より154人増)	
世帯	174,774世帯	
(前月より175世帯増)		
(19年7月1日現在)		

発行・町田市 編集・企画部広報広聴課広報係
〒194-8520 東京都町田市中町1-20-23
市役所の代表電話042・722・3111
町田市コールセンター042・724・5656
発行日・毎月3回1の日(1日、11日、21日)
ホームページ <http://www.city.machida.tokyo.jp>
携帯版 <http://www.city.machida.tokyo.jp/mobile/>



携帯電話用QRコード

◆市制50周年事業◆ ただいま準備中!!

町田市は、2008年(平成20年)2月1日に市制50周年を迎えます。市では、まちの魅力を再発見、創造、発信する様々な事業を市制50周年記念事業として展開します。具体的な記念事業は順次お知らせします。

- 記念事業の位置づけ
2008年は、これからの「町田ブランド」を構築する出発点と位置づけ、都市ブランド構築に向けた様々な事業を市制50周年事業として展開します。
- 基本コンセプト
町田市が目指すこれからの都市イメージを「人・モノ・文化が交流し、常に変化し続けるまち」とし、この実現に寄与することを基本コンセプトに記念事業を実施します。
- キャッチフレーズ
市民、大学、企業、行政が一体となってまちの魅力を再発見、創造、発信していくため、「あなどれません。町田」をキャッチフレーズに記念事業を実施します。
- 記念事業の実施期間
記念事業の実施期間は、原則として2008年1月から12月までの1年間とします。

問 企画調整課 ☎724・2103

記念事業の枠組み		
市主催事業	ロゴ・シンボルマーク作成事業	市制50周年記念のロゴ及びシンボルマークを作成します。シンボルマークの図案は、市民から募集します(募集は7月31日に締め切りました)。
	特別事業	記念事業の基本コンセプトに合致する新規事業を特別事業として実施します。
	冠事業	毎年実施しているイベントなど既存事業をレベルアップし、冠事業として実施します。
大学提案事業		包括連携協定を締結した大学・短期大学から記念事業の提案を募集し、提案大学・短期大学に事業の実施を委託します。
市民協働事業		記念事業の実施を希望する市民団体から事業提案を募集し、予算の範囲内で事業費の一部を助成します。
企業・団体等自主事業		企業、団体等が記念事業を実施する場合、記念事業のロゴ及びシンボルマークを使用できるものとします。
広報・宣伝事業		市広報・ホームページの活用、記念事業ホームページの設置、民間の広告スペースや情報誌の活用などにより市制50周年記念事業の広報・宣伝を行います。

市制50周年記念 「市民協働事業」を募集します

市制50周年記念事業の一環として、市では、2008年度に市民団体自らが企画・実施する「市民協働事業」を募集し、事業費の一部を助成します。詳しくは募集要項をご覧ください。募集要項は市民活動振興課及び企画調整課で8月6日から配布します。

助成金額 事業に必要な経費の4分の3以内(上限は30万円)
助成対象 町田市内に本拠を置く市民団体(町内会・自治会、NPO法人、任意の市民団体等)
申込受付期間 2007年9月11日から20日(必着)まで
問 市民活動振興課 ☎723・2891



久保ヶ谷戸地域のみなさんの活動により、きれいな状態が保たれています

道路は、一歩家を出れば、そこにある大変身近な存在です。しかし、その身近さゆえに、市民の大切な共有財産であることをあまり意識されていないのではないでしょうか。道路ふれあい月間を機会に、道路の存在や役割を再認識し、一人ひとりの心がけで、すべての人がいつも楽しく笑顔で歩ける道路環境を目指しましょう。

また明日 元気に会おう この道で
8月は「道路ふれあい月間」
8月10日は「道の日」です



8月10日は「道の日」
道の日のシンボルマークは、道路と人を図案化したもので、道によってもたらされる人と人との出会い、ふれあい、道路の大切さをイメージしています。

道路を正しく使いましょ

毎年市民からの通報や道路パトロールで見られる道路上の問題箇所のうち、20〜35%がガードレールなどの当て逃げ、不法投棄、生垣のせり出しといったもので、一部の人たちの違法行為がマナー違反によるものです。私たちが快適で安全に通行するためには、一人ひとりが気をつけ、ルールを守ることが必要です。

交通事故でガードレールなどを破損したときは、事故を起こした方の責任で復旧していただくことになり、必ず道路管理者にご連絡下さい。

不法投棄は法律で禁止されています。道路に空き缶や粗大ゴミ、残土等を投棄することは、環境を悪化させるだけでなく、交通の障害になります。

迷惑駐車・駐輪は、交通の妨げになるだけでなく事故を誘発し大変危険なので絶対にやめましょう。電柱や標識柱等に、はり紙、はり札、立看板、のぼり旗を設置することは法令で禁止されています。これら違反広告物は、道路の景観を損ねるだけでなく、自動車や歩行者の視界の妨げになることがあり危険です。

商品等を道路上に置くことはできません。商店街などの道路幅の狭いところでは、自動車や歩行者が通行できなくなってしまう危険があります。

この記事に関連した情報を町田市ホームページにも掲載しています。

市政情報 市役所の紹介 市役所組織 建設部 道路管理課のコンテツからご覧になるメニューをお選びください。

問 道路管理課 ☎724・1151

樹木のせり出しは、通行できる幅を狭めたり交通標識やカーブミラーを見にくくしたりして大変危険です。樹木は早めに剪定しましょう。

自動車、オートバイ、自転車の迷惑駐車・駐輪は、交通の妨げになるだけでなく事故を誘発し大変危険なので絶対にやめましょう。電柱や標識柱等に、はり紙、はり札、立看板、のぼり旗を設置することは法令で禁止されています。これら違反広告物は、道路の景観を損ねるだけでなく、自動車や歩行者の視界の妨げになることがあり危険です。

商品等を道路上に置くことはできません。商店街などの道路幅の狭いところでは、自動車や歩行者が通行できなくなってしまう危険があります。

この記事に関連した情報を町田市ホームページにも掲載しています。

市政情報 市役所の紹介 市役所組織 建設部 道路管理課のコンテツからご覧になるメニューをお選びください。

問 道路管理課 ☎724・1151

新潟県中越沖地震支援

職員・医師などを派遣、支援物資も送付しました

市では7月16日発生した新潟県中越沖地震の被災者支援として18日、柏崎市に職員を派遣、飲料水ペットボトル1440本、仮設トイレ4台、アルファ化米2000食を送りました。また、19日に



市役所に見送られ支援物資を積み込み市役所を出発する搬送車

市議会・市長も義援金を送付

7月23日、市議会議員一同から日本赤十字社町田市区長である石阪市長に義援金の申し出があり、市長、両副市長の義援金と合わせ、合計20万円を日本赤十字社新潟県支部に送金しました。



市議会を代表して市長に義援金の申し出をする黒木議長(写真中央)と田中副議長(写真左)

義援金募集

問 福祉総務課 ☎724・2537、☎724・1187

日本赤十字社では、「新潟県中越沖地震義援金」と「熊本県大雨災害義援金」の受付を行なっています。ご協力をお願いします。

郵便局からご送金下さい(手数料は無料です)。

【新潟県中越沖地震義援金】

口座番号 00510・5・26
口座名義 日本赤十字社新潟県支部
通信欄に「新潟県中越沖地震」と明記。
受領証の発行を希望の場合はその旨を通信欄に記載。
受付期間 2008年1月16日(水)まで
町田市では次の場所に新潟県中越沖地震用の義援金箱を設置しています。

【熊本県大雨災害義援金】

口座番号 01900・0・99
口座名義 日本赤十字社熊本県支部
通信欄に「熊本県大雨災害義援金」と明記。
受領証の発行を希望の場合はその旨を通信欄に記載。
受付期間 2007年8月10日(金)まで